

保存期間 5 年

通達乙生総第2668号

令和 4 年12月22日

本部内各部課長
警察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

交通誘導警備業務に係る検定合格警備員を配置すべき道路の認定について
このたび、茨城県内の道路のうち、交通誘導警備業務における道路又は交通の状況により都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるもの（以下「認定路線」という。）について、令和 4 年12月22日茨城県公安委員会告示第94号告示のとおり見直しを実施し、令和 5 年 7 月 1 日から施行されることとなったので、警備業者に対する指導等に際して、誤りのないようにされたい。

なお、「交通誘導警備業務に係る検定合格警備員を配置すべき道路の認定について」（平成28年12月16日付け通達乙生総第2910号）については、令和 5 年 6 月30日をもって廃止する。

記

1 見直し後の認定路線及び区間

別添「令和 4 年12月22日茨城県公安委員会告示第94号」（以下「新告示」という。）
のとおり

2 施行日

令和 5 年 7 月 1 日

（警備業者等に対する周知を図るため、相当の期間を置くもの。令和 4 年 6 月30日までは現行の認定路線が適用される。）

3 認定路線の見直しの経緯

(1) 警備業法第18条及び警備員の検定等に関する規則（以下「検定規則」という。）

第2条の規定により、特定の種別の警備業務については、検定に合格し合格証明書の交付を受けた検定合格警備員を配置させなければならないこととされている。

このうちの交通誘導警備業務については、

ア 高速自動車国道及び自動車専用道路については全国一律で全ての道路

イ ア以外の道路については、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるもの（認定路線）

につき、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

上記イについて、平成19年に初回の認定路線が告示され、平成28年に、路線見直しが実施され、平成28年茨城県公安委員会告示第91号により、現行の認定路線（以下「旧認定路線」という。）が告示された。

(2) このたび、前回の路線見直しから相当期間が経過したことから、現状況に応じた認定路線とするため、2度目の路線見直しを実施したものである。

なお、今回の見直しに当たっては、最近5年間（平成29年から令和3年まで）の人身事故件数に対する死亡事故件数の構成率、人身事故の発生件数及び死亡事故の発生件数等を各路線別に検討し、一定の基準値を上回る路線を認定した。

また、これら基準に該当しない場合であっても、旧認定路線のうち、最近5年間に死亡事故が発生している路線について、継続して認定したものである。

4 警備業者等に対する周知及び指導について

(1) 見直し後の認定路線につき、各所属において各種手続きのため来署した場合や立入検査等、あらゆる機会をとらえて周知を図ると共に、警備業者等からの質疑等に対しても誤りのないようにすること。

(2) 検定規則第3条の規定により、警備業者は、配置基準が適用される警備業務を行う場合において検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員に、当該警備業務に係る合格証明書を携帯させ、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならないこととされている。

ここにいう関係人とは、警察職員及び警備業務の依頼者等を指すものであるから、交通誘導警備業務実施現場における指導や営業所等に対する立入検査の実施等に際しては、これらを念頭においた指導取締りを行うこと。

なお、検定合格警備員の配置義務に違反しても罰則は無いが、行政処分の対象となり得ることに留意すること。

5 その他

認定路線については、当県における道路及び交通の状況等を勘案し、おおむね5年ごとの見直しを実施する予定である。

茨城県公安委員会告示第94号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄に掲げるところにより、茨城県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和5年7月1日から施行する。

なお、平成28年9月1日茨城県公安委員会告示第91号は、令和5年6月30日限り、廃止する。

令和4年12月22日

茨城県公安委員会委員長 寺 門 一 義

路 線	区 間
1 一般国道4号	茨城県の全域
2 一般国道6号	
3 一般国道50号	
4 一般国道51号	
5 一般国道118号	
6 一般国道124号	
7 一般国道125号	
8 一般国道245号	
9 一般国道294号	
10 一般国道349号	
11 一般国道354号	
12 一般国道355号	
13 一般国道408号	
14 県道竜ヶ崎潮来線	
15 県道石岡筑西線	
16 県道結城下妻線	
17 県道結城野田線	
18 県道取手つくば線	
19 県道結城坂東線	

20	県道土浦境線
21	県道土浦稲敷線
22	県道那珂湊那珂線
23	県道守谷流山線
24	県道土浦竜ヶ崎線
25	県道水戸神栖線
26	県道土浦つくば線
27	県道つくば古河線
28	県道潮来佐原線
29	県道土浦坂東線
30	県道谷田部牛久線
31	県道荒川沖阿見線
32	県道長沖藤代線
33	県道取手谷中線
34	県道須田奥野谷線
35	県道八代庄兵衛新田線
36	県道妻木赤塚線
37	県道古河総和線
38	県道鹿島港潮来インター線
39	県道野木古河線
40	県道東野田古河線
41	県道下館停車場線
42	県道谷和原筑西線
43	県道日立東海線